

【注意事項】

会場で提供物を加工・調理等をする場合は、臨時の営業許可証が必要となります。

店舗の営業許可証がある場合でも、上記に該当する場合は臨時の営業許可証を取得してください。

(例)

- ・営業許可を取得している店舗で加工・調理・パック詰めしたものをそのまま会場で販売する→臨時の営業許可証〔必要なし〕
- ・店舗で加工・調理したものを会場で再加熱して販売する→臨時の営業許可証〔必要〕
- ・かき氷をその場で作って販売する→臨時の営業許可証〔必要〕
- ・生ビールや酎ハイ・ジュース等をコップに注いで販売する→臨時の営業許可証〔必要〕
- ・真空パック済の米などを販売する→営業許可証〔必要なし〕

※臨時の営業許可証が必要かどうか、判断に迷う場合は、名瀬保健所へお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

- ・営業許可に関する事

名瀬保健所

TEL：52-5411

- ・ふるさと祭出店に関する事

龍郷ふるさと祭実行委員会 事務局

(役場企画観光課内) TEL：69-4512